

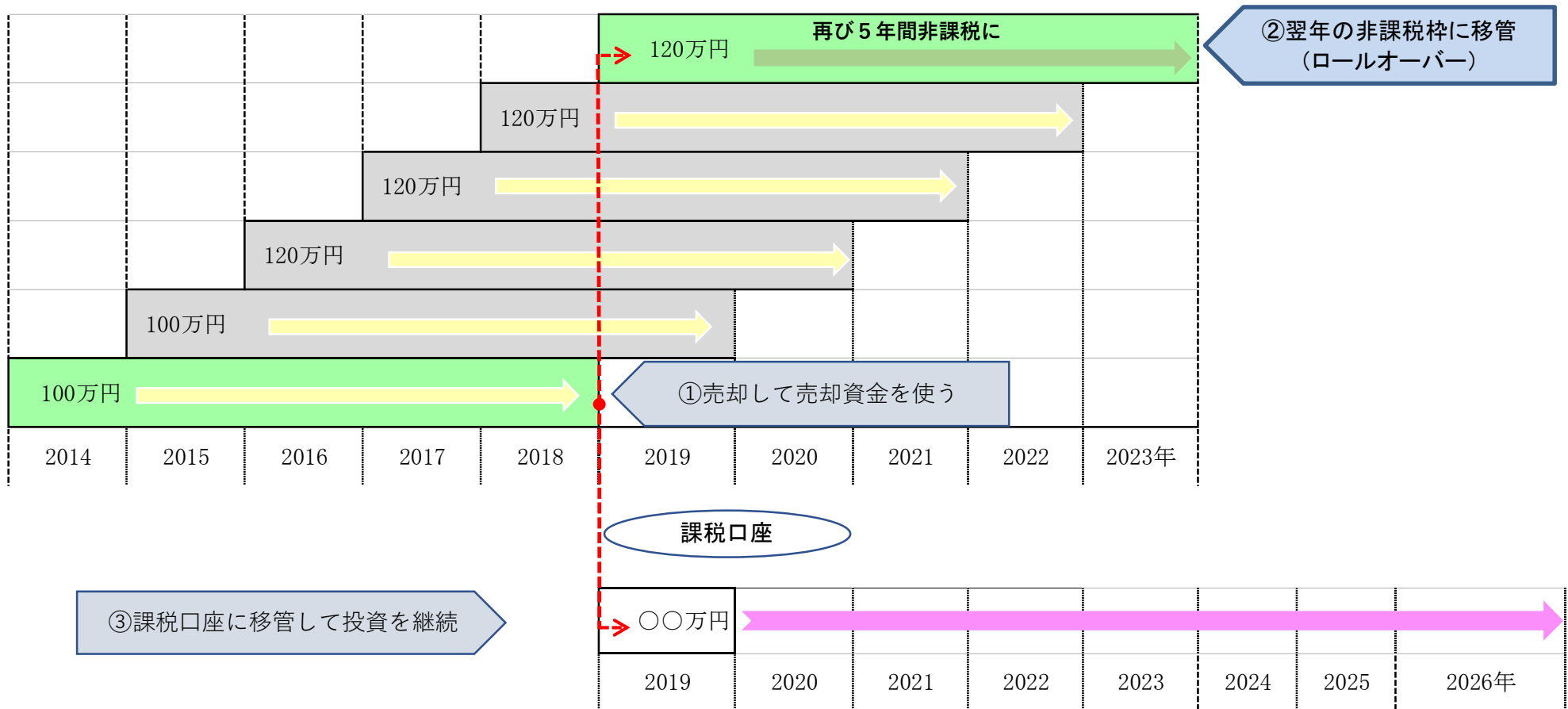
## NISA制度（少額投資非課税制度）の概要（～令和5年まで）

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA	いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	120 万円 <small>（平成26・27年は100万円）</small>		40 万円
非課税期間	5 年間		20 年間
口座開設可能期間	平成26年（2014年）～令和5年（2023年）		平成30年（2018年）～令和19年（2027年）
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等		積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り）</small>
投資方法	制限なし		契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p style="text-align: right;"><small>（単位：万円）</small></p> <p style="text-align: center;">10 年間</p>		<p style="text-align: right;"><small>（単位：万円）</small></p> <p style="text-align: center;">20 年間</p> <p style="text-align: right;"><small>（一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施）</small></p>

（備考）このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。（20歳未満（【令和元年度改正】令和5年1月1日以後：18歳未満）の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額：80万円、非課税期間：5年間、口座開設可能期間：8年間（平成28年（2016年）～令和5年（2023年））

## ONISA期間終了時の3つの選択肢



(注) NISA口座終了時の時価が移管先での「**取得価額**」となる。

∴ NISA終了時に値上がりしている場合・・・移管後に譲渡した際の値上がり益分のみ課税されNISAの非課税メリットを享受できる。

NISA終了時に値下がりしている場合・・・移管後に値が回復して譲渡した際には“**利益なき課税**”が生じる場合あり

(例1) 100万円投資、NISA終了時160万円、課税口座で170万円で譲渡→10万円(課税)

(例2) 100万円投資、NISA終了時70万円、その後100万円まで値が回復し、課税口座で100万円で譲渡→**30万円(利益なき課税)**

※(例2)のような“利益なき課税”を避けるためには②(ロールオーバー)を適用し、その後5年間の中で値動きをみて売却する。

# NISA制度の見直しについて（令和6年～）

令和2年度改正

	新NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 〔原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる〕	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 （一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）	20 年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年（2028年）	平成30年（2018年）～令和24年（2042年）
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 一階 つみたてNISAと同様 〔例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない〕	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	（単位：万円） <p>※つみたてNISAへのロールオーバー可</p> <p>※現行一般NISAからのロールオーバー可</p>	（単位：万円） <p>（注）同時に開設可能な最大年数</p>

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

—資料③—

N I S A の抜本的拡充・恒久化

【現行】	一般N I S A	<b>選択制</b> つみたてN I S A	【改正案】	成長投資枠	<b>併用可</b> つみたて投資枠
年間投資上限額	120万円（注1）	40万円	年間投資上限額	<b>240万円</b>	<b>120万円</b>
非課税期間	5年	20年	非課税保有期間 （注4）	<b>無期限化</b>	
最大非課税適用額	600万円 ↑ （5年×120万円）	800万円 ↑ （20年×40万円）	生涯非課税限度額 （総枠） （注5）	<b>1,800万円</b> ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
				<b>1,200万円（内数）</b>	
口座開設期間	10年間（注2）	20年間（注3）	口座開設期間	<b>恒久化</b>	
投資可能商品	上場株式 ETF・REIT 公募株式投資信託等	一定の 公募株式 投資信託	投資可能商品	上場株式・投資信託等（注6） ※安定的な資産形成に繋がる投資商品に絞る 観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外	積立・分散投資に 適した一定の 投資信託
対象年齢	18歳以上		対象年齢	18歳以上	
			現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般N I S A 及びつみたてN I S A 制度において投資した商品は新しい制度と <b>別枠</b> で、現行制度における非課税措置を適用	

（注1）平成26年、平成27年は100万円

（注2）平成26年（2014年）～令和5年（2023年）

（注3）平成30年（2018年）～令和19年（2027年）

（注4）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてN I S A と同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保する。

（注5）利用者のそれぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理する。

（注6）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買の勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する旨を大綱に明記する。

（注7）令和6年1月から施行予定の「新N I S A 制度」については、その施行を見直し、今回の抜本的・恒久化した制度に移行する。

（注8）令和5年末までにジュニアN I S A において投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きをすることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便向上を図ることとする。



## (1-5) ストックオプション税制の拡充 (所得税、個人住民税)

- ストックオプションは、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、有効な人材確保の手段。
- 権利行使期間を現行の10年から15年へ延長することで、事業化に時間を要するディープテックや海外展開等を積極的に行うため未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップの人材獲得に寄与する。また、利便性向上のため、保管委託の運用の見直しを行う。

### 現行制度

#### <ストックオプションの権利行使期間>

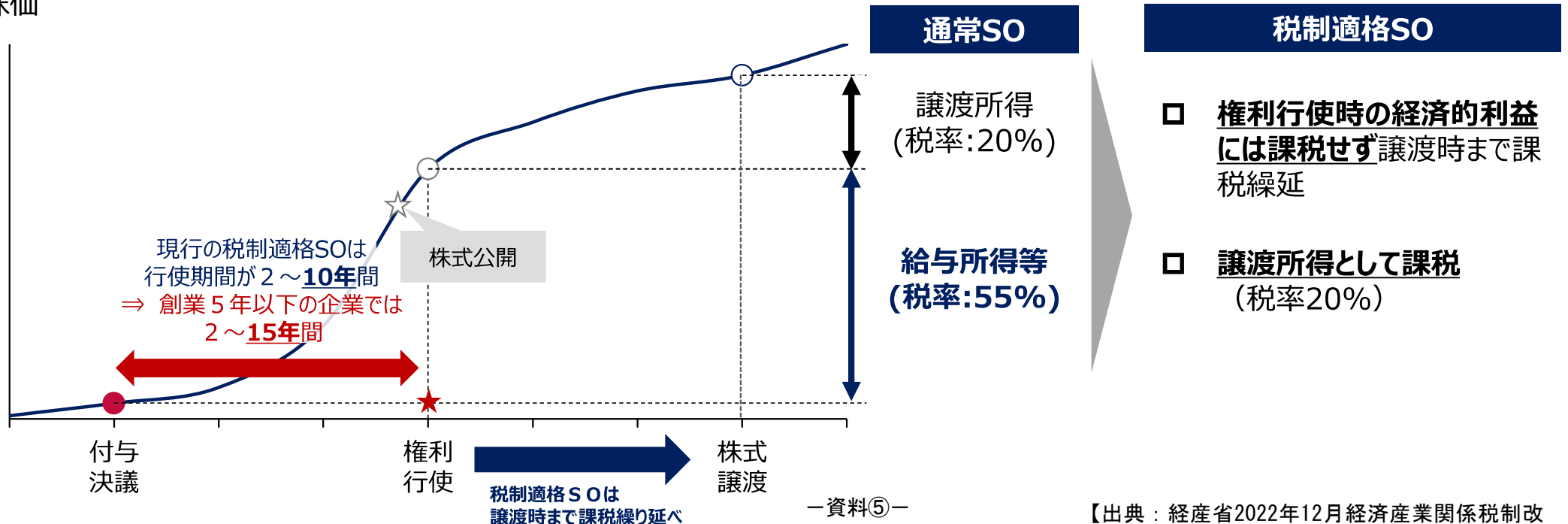
- 付与決議から2～10年

### 改正概要

#### <ストックオプションの権利行使期間の延長>

- 設立から5年未満の未上場企業においては、付与決議から2～**15年**へ延長

株価



# 空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

空き家の発生の抑制を図るため、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、適用期間を4年間延長するとともに、買主が譲渡後に耐震改修工事又は除却工事を実施する場合も適用対象となるよう拡充する。

## 施策の背景

- 利用が予定されていない「その他空き家」(349万戸)は、令和12年には約470万戸まで増加の見込み。
- 空き家は、相続を機に発生するものが過半以上。
- 空き家を早期に譲渡(有効活用)するよう相続人を後押しする必要。

住生活基本計画(R3閣議決定)  
【成果指標】  
居住目的のない空き家数を400  
万戸程度に抑える(令和12年)

▶ 本税制は、空き家の早期有効活用に大きく寄与。

【実績】11,976件(令和3年度、確認書交付件数) → 相続が原因の「その他空き家(※)」の増加を3割削減 ※近年、約6万戸/年のペースで増加(うち相続原因が約3万戸/年)

▶ 他方、現行制度は、「譲渡前」に売主が除却又は耐震改修の工事を実施する必要があり、これが空き家流通上、支障となることも。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

【所得税・個人住民税】相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋(※1)を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震改修をしたものに限り、その敷地を含む。)又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除。(令和5年12月31日までの譲渡が対象)

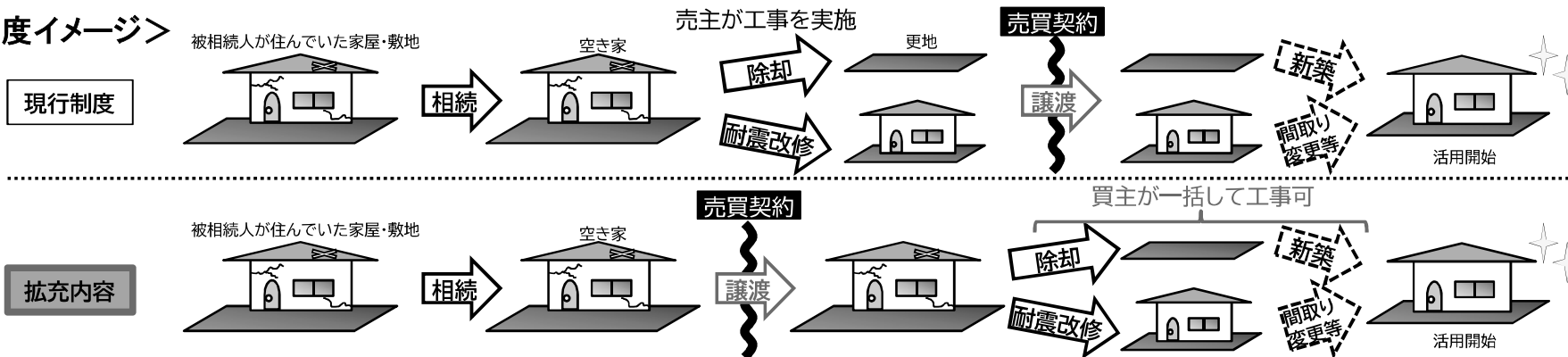
※1 昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前(※2)において被相続人の居住の用に供されていたもの

※2 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所の直前

### 結果

- ・現行の措置を4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長する。
- ・売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。

### <制度イメージ>



# 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

人口減少が進捗し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理を確保し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置を延長するとともに、譲渡価額の要件につき、上限を800万円に引き上げる。

## 施策の背景

### 低額な不動産取引の課題

- 想定したよりも売却収入が低い
- 相対的に譲渡費用（測量費、解体費等）の負担が重い
- 様々な費用の支出があった上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい

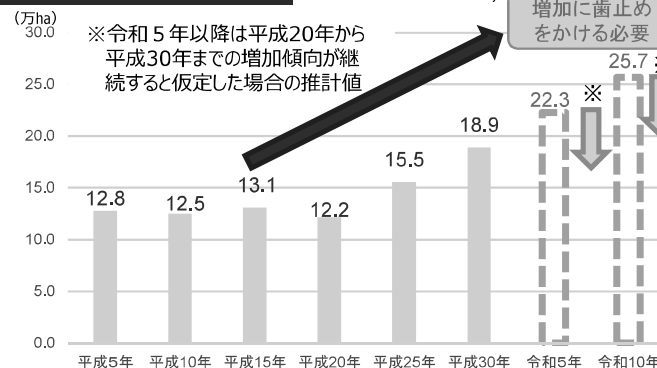
売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

土地を売らずに、低未利用土地（空き地）として放置

## 低未利用地の面積推移

(出典) 土地基本調査 (H30)



## 特例措置の活用事例



## 要望の結果

### 特例措置の内容 【所得税・個人住民税】

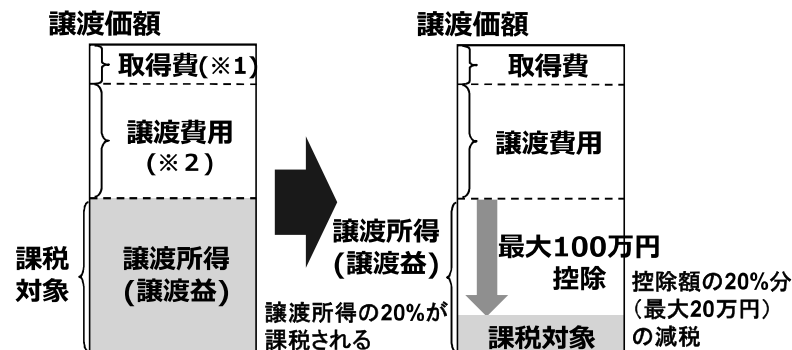
個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除。

※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて市区町村が確認したものに限る。

### 結果

現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長する。  
また、以下の土地は譲渡価額の要件につき上限を800万円に引き上げる。

- ①市街化区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地
- ②所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に所在する土地



(※1) 取得費が分からない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができる。  
(※2) 宅建業者への仲介手数料、解体費、測量費等で譲渡のために直接要した費用。

# 学び・学び直し促進のための特定支出控除における特例措置の創設

(所得税、個人住民税)

## 1 大綱の概要

給与所得者の特定支出控除の特例について、特定支出が、研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の手続において必要とされる給与等の支払者による証明に代えて、キャリアコンサルタントによる証明ができることとする。

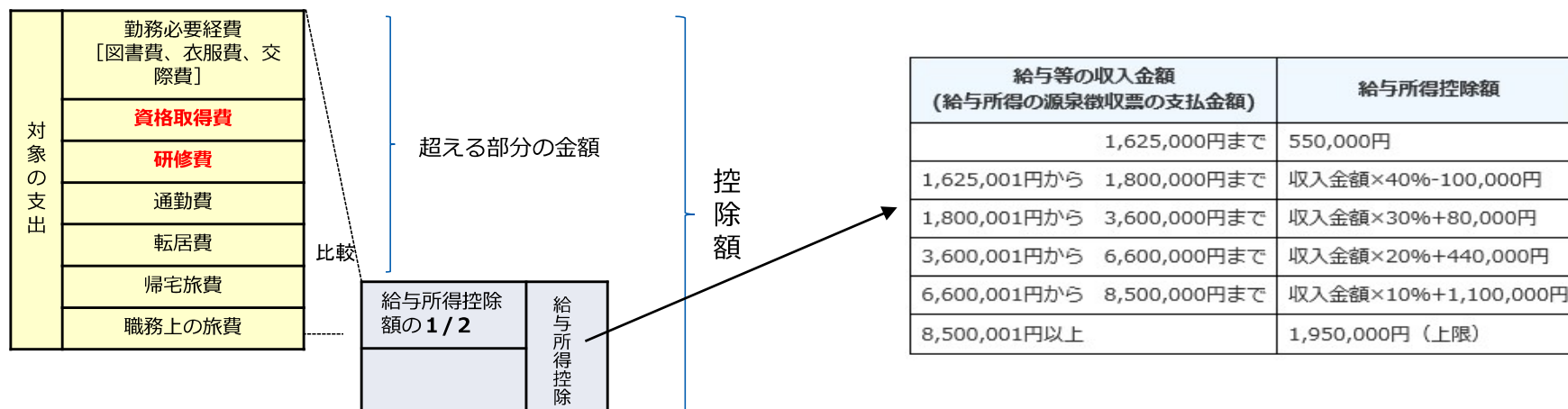
## 2 制度の内容

- 給与所得者が職務の遂行に直接必要な技術又は知識の習得のための研修の受講費用等（※1）の特定支出をした場合、その合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額（※2）」を超える時は、その超える部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができることとされている。
- 現行の特定支出控除の手続においては、特定支出が職務に関連するものであることについて、給与等の支払者の証明を受ける必要があるが、給与所得者が、**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合（※3）**には、給与等の支払者に代わり、**国家資格であるキャリアコンサルタントが証明を行うことを認めることとする。**

※1 上記のほか、通勤費、職務上の旅費、転居費、単身赴任者等の帰宅費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）がある。

※2 平成28年から、その年の給与所得控除額×1/2となっている。

※3 受講する講座自体が教育訓練給付指定講座として指定されていればよく、教育訓練給付を受給していない場合でも特例の利用が可能。

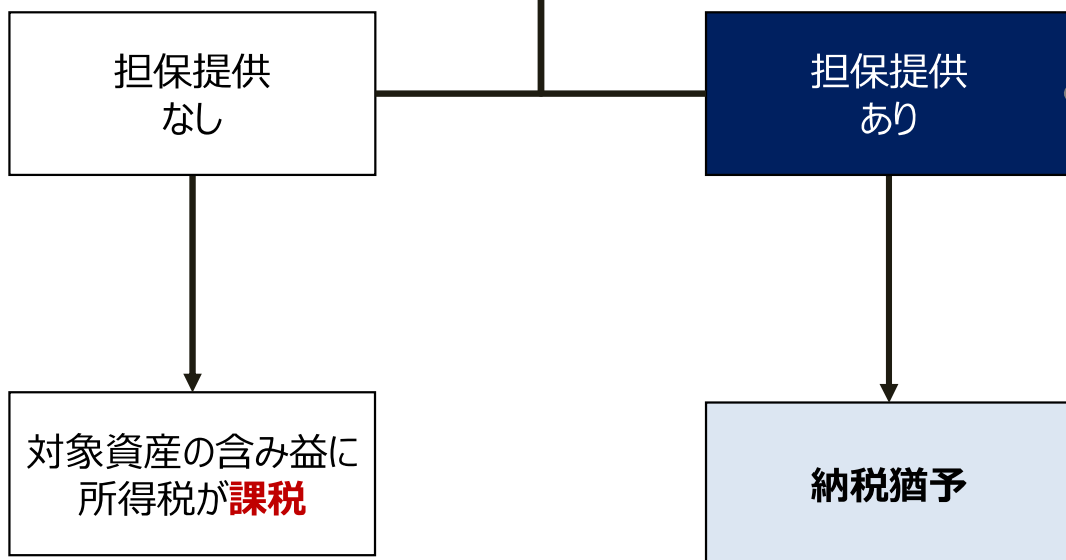


## (1-6) 国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化 (所得税)

- スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、**役員・従業員等が海外に赴任するケース**があるが、**スタートアップ株式を含む有価証券等を1億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象**となる。
- 納税猶予を適用する場合、非上場株式の担保提供は、株券による担保提供が必要であったが、**スタートアップの海外進出を促進するため、株券不発行でも、質権設定による担保提供を可能**にするとともに、**持分会社の持分の担保提供も可能**とする。

### 改正概要

1億円以上の有価証券等を  
所有している国外転出者  
(例：スタートアップの役員・従業員等)



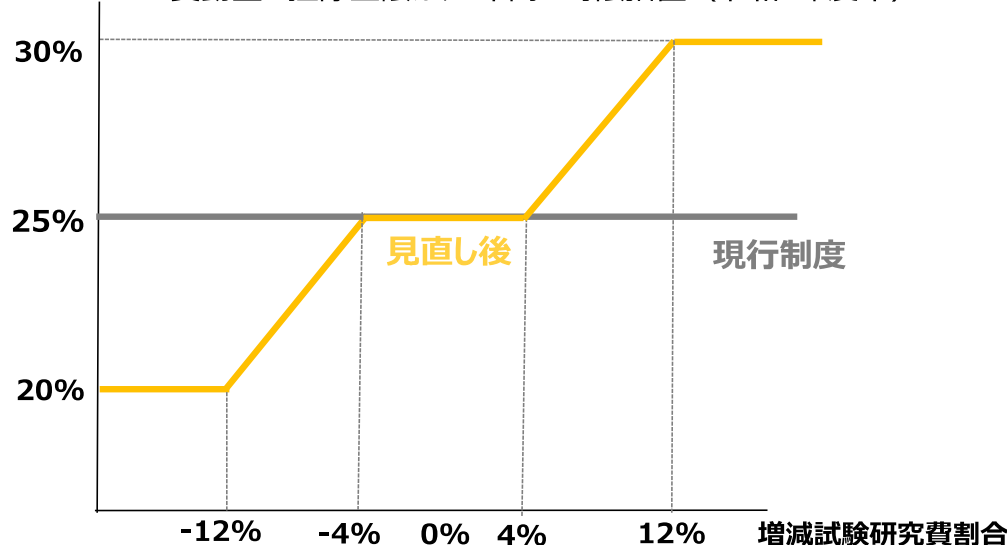
- 国外転出時課税制度の対象となった非上場株式を、**質権設定**を行うことで、**株券不発行でも担保提供を可能**とする。
- これにより、
  - ① **株券発行会社に移行するための定款変更**
  - ② 発行された**株券の管理**
  - ③ 上場する場合の**株券不発行会社への再移行が不要**になる。

## (2-2) 一般型のインセンティブ強化 ①控除上限の見直し②控除率の見直し

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、控除率の傾きを見直す(コロナ特例については期限通り廃止)。
- また、時限措置(控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)について、適用期限を3年間延長。

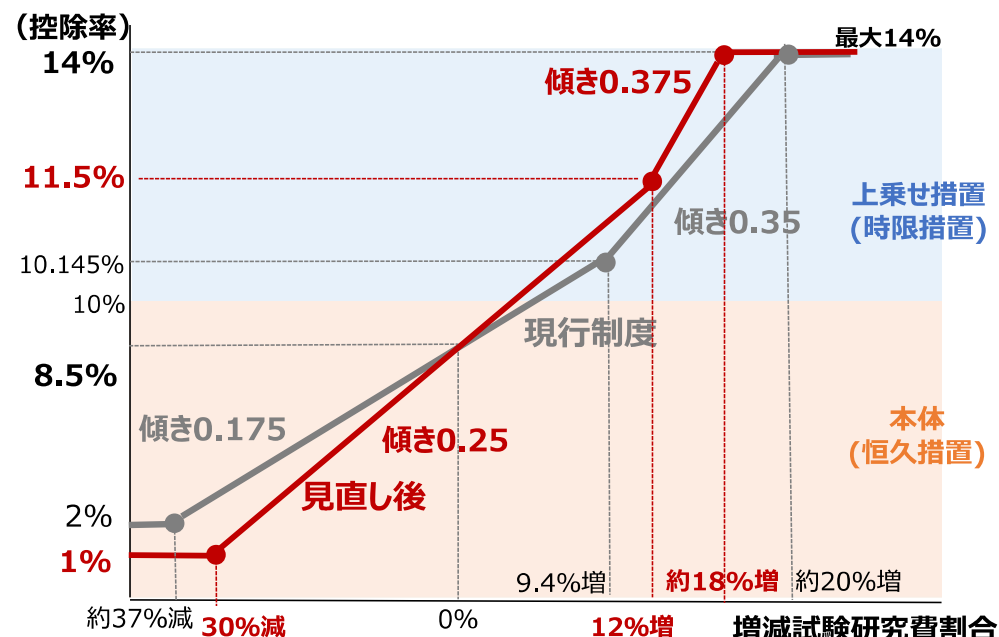
### ①控除上限のインセンティブ強化

(控除上限) ※ 変動型の控除上限は、3年間の時限措置(令和7年度末)



※ 売上高試験研究費割合が10%超の場合は通常の控除上限(25%)に10%まで上乗せ(変動型の控除上限と比較し高い方を適用)(時限措置)

### ②控除率のインセンティブ強化



【時限措置の延長】

- (1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**
- (2)売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**

【参考】増減試験研究費割合

増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費(※)の額を減算した金額)の比較試験研究費に対する割合。

※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。



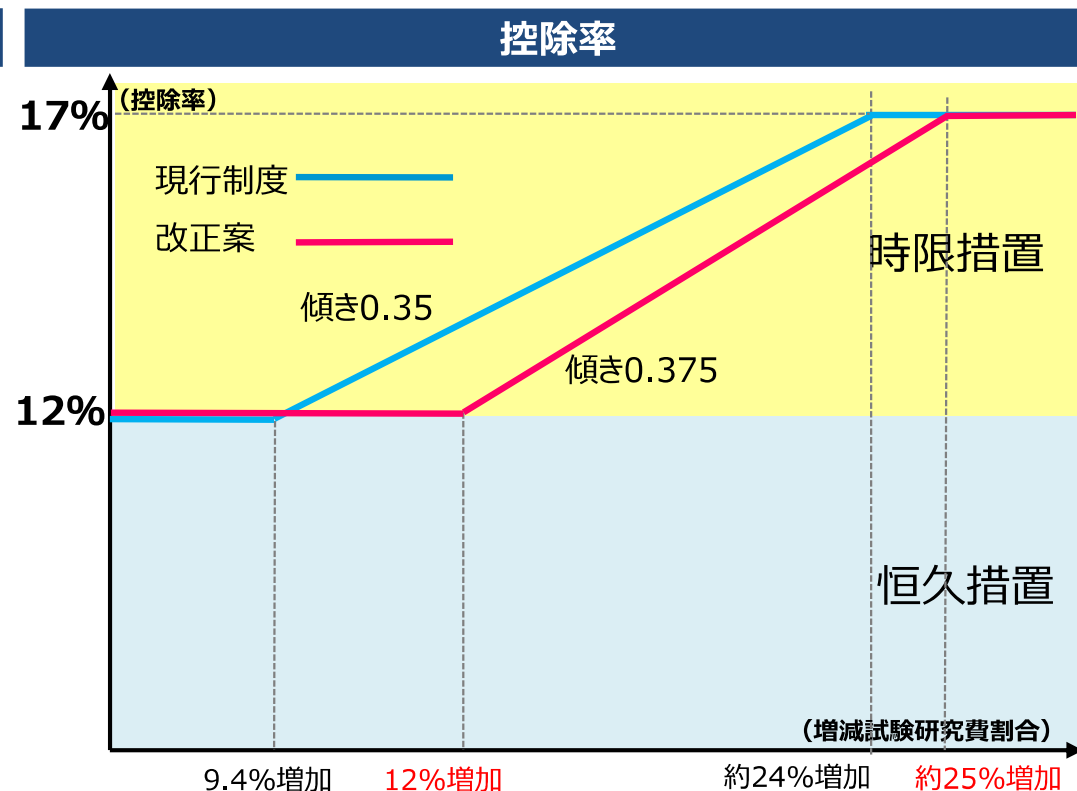
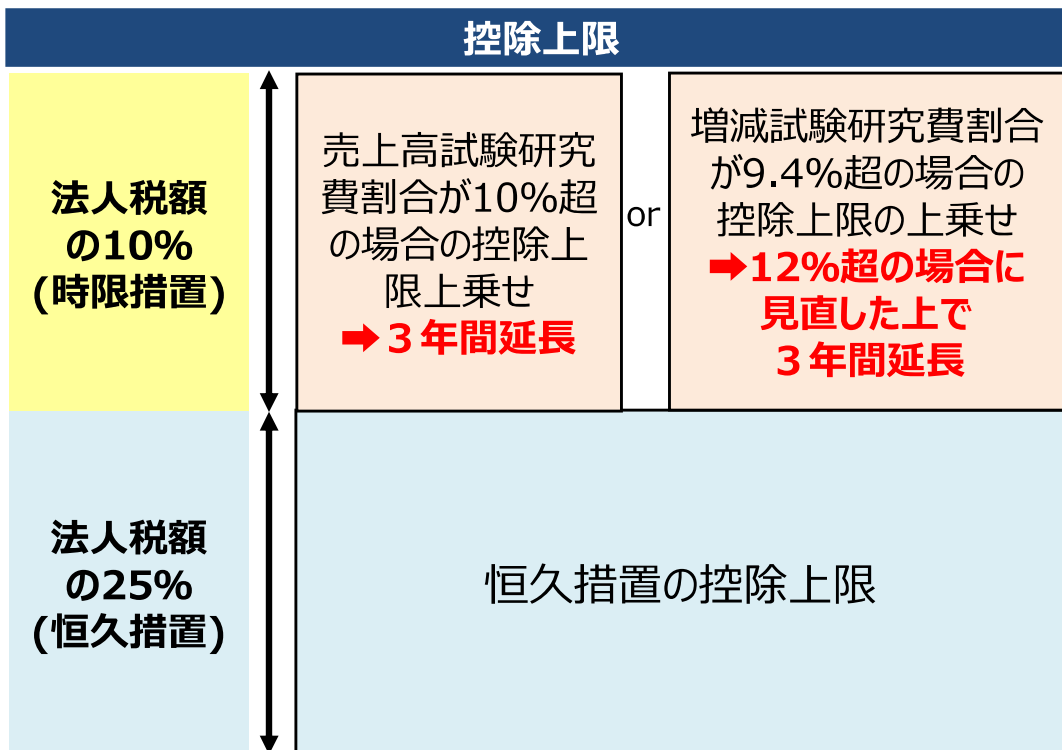
# (3-6) 中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税)

拡充・延長

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直しした上で、時限措置の3年間の延長を行う（コロナ特例については期限通りに廃止）。
- また、スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進するため、オープンイノベーション型の見直しや、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲を見直す。

改正概要

【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】

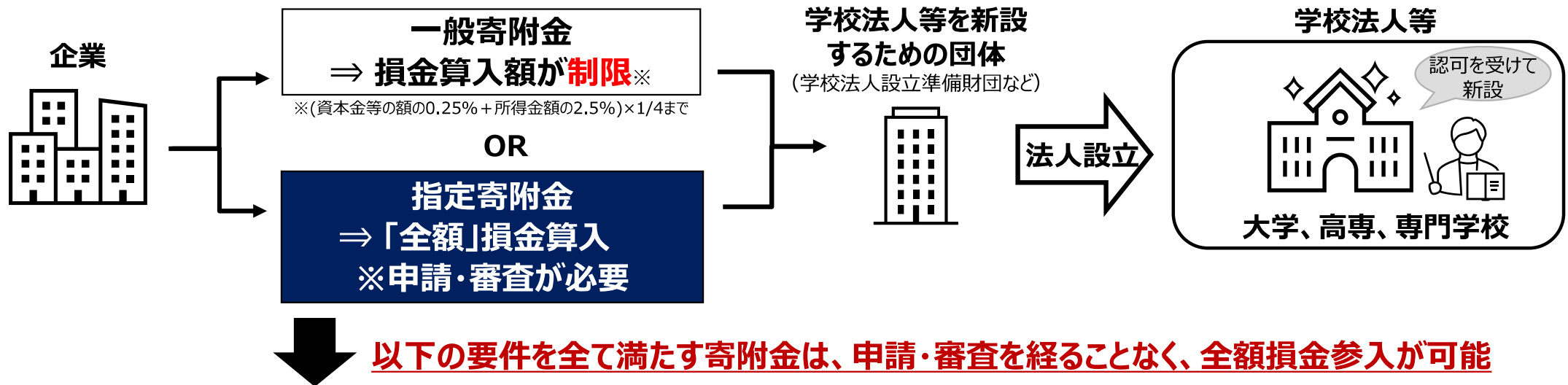


## その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外）【出典：経産省2022年12月経済産業関係税制改正】

## (2-1) 企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置 (法人税)

- 社会人のリスキングだけでなく、大学や高等専門学校等において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことも重要であり、これには民間企業の教育への積極的な関与により、企業・社会が求める人材を産学連携して育成できる仕組みづくりが有効。
- 私立の大学や高専、専門学校を設立するための企業による寄附を促すため、この寄附金を全額損金算入とする税制上の枠組みを整備する。
- 具体的には、学校法人を新設するための団体（設立準備財団等）に対して寄附を行う場合、これまで必要とされていた個別審査を不要とし、早い段階からスムーズな寄附金集めを実現する。



1. 法人が私立の大学、高等専門学校又は専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立を目的とする法人（学校法人設立準備法人）に対して、令和10年3月31日までに支出する寄附金
2. 当該学校法人等の設立前になされ、その設立のための費用に充てられる寄附金
3. 設置しようとする私立大学等が法人設立後5年以内に認可されない場合には、国又は地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金



### (3-5) 中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税、法人住民税)

延長

- **中小企業者等の法人税率**は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されており、この適用期限を**2年間延長**する。

#### 改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和5年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

## (3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。
- また、赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置を新設する。

### 改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)		ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<p>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年) 即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>			
	地方税	<p>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年) 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>		<p>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>	

※を付した部分は資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

### (3-1) 中小企業経営強化税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。  
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。</li> <li>・国内への投資であること</li> <li>・中古資産・貸付資産でないこと等</li> </ul>
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。
- ※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

# 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長

(所得税、法人税)

## 1 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

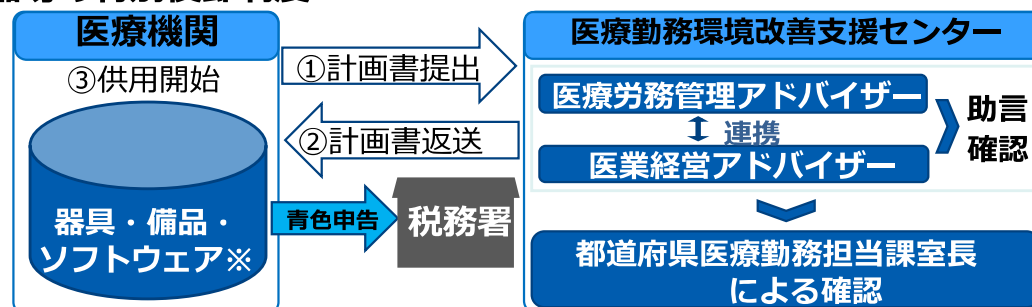
## 2 制度の内容

### ① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

### ② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

### ③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

# 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長を実現するため、長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税の繰延べを認める措置を3年間延長する。

## 施策の背景

- 世界経済の不確実性が増し、コロナ禍からの経済回復が依然として脆弱である中、経済の腰折れを防ぎコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長を実現するため、民間投資を喚起する必要がある。
- 土地は経済活動の基盤であり、その需要を喚起し、より有効に活用(投資)する担い手への移転を促進することが必要。
- また、内需拡大・供給力の向上による持続的な経済成長のためには、こうした取引を通じて生じる譲渡益の活用により、事業再編や新たな国内設備投資を喚起することで、更なる民間投資の呼び水とすることが必要。

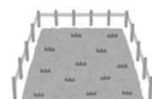
### 【具体的な活用事例】

所在地	四国地方
用途	不稼働不動産等

(製造業)

買換

所在地	中部地方、九州地方
用途	工場

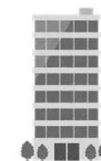


所在地	東京都内等
用途	事務所等

(不動産業)

買換

所在地	近畿地方
用途	ホテル・旅館



## 要望の結果

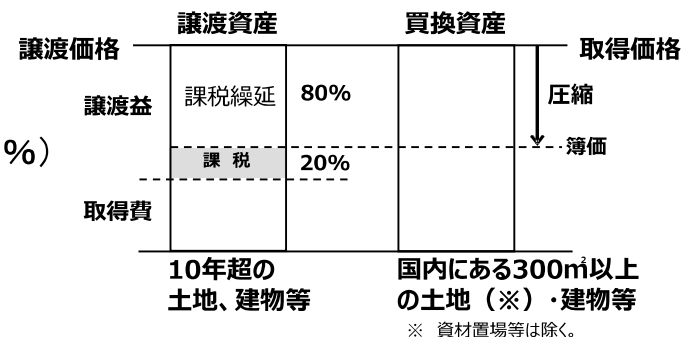
### 特例措置の内容

#### 【法人税・所得税】

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、原則 80%(外⇒三大都市圏等:75%、外⇒23区:70%)の課税繰延べ

### 結果

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。  
 本社の買換について圧縮率を見直し(23区⇒外:90%、外⇒23区:60%)



# (1-7) 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税 (法人税、法人住民税、法人事業税) 〔金融庁主担、経済産業省において共同要望〕

その他

- **内国法人が有する暗号資産**については、税務上、**期末に時価評価し、評価損益は課税の対象**。こうした取扱いの結果、**日本での起業が困難**となり、**ブロックチェーン関連企業の海外流出**が起きている状況。
- このため、**自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**のうち、一定の要件を満たすものについて、**期末時価評価課税の対象外**とする。

## 改正概要

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。

- イ **自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**であること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して**次のいずれかにより譲渡制限が行われているもの**であること。
  - (イ) **他の者に移転することができないようにする技術的措置**がとられていること。
  - (ロ) 一定の要件を満たす**信託の信託財産**としてしていること。

### 暗号資産の発行法人 (スタートアップ企業など)



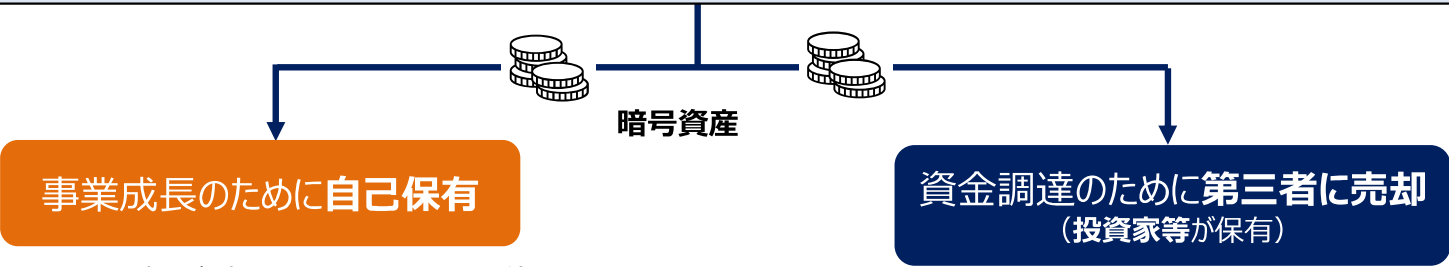
ブロックチェーン技術は、**足下**では、**文化経済領域**での活用に注目



**将来的**には、①**商取引**、②**資金調達**や、③**サプライチェーン**等のあり方にも**変革**をもたらしうる可能性

多額の納税により発行法人の**手元資金が枯渇**し、結果として、**シンガポール等の海外への流出**が進んでいる。

- ✓ 自ら発行した暗号資産のうち、上記概要の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**とする



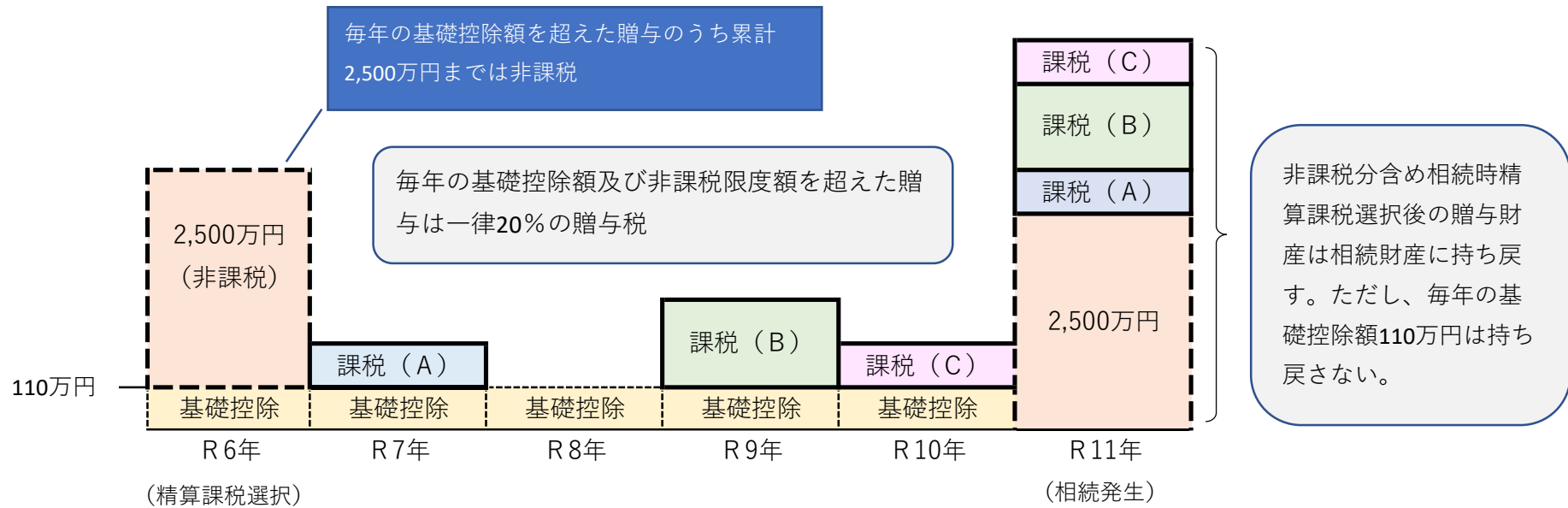
一資料⑱一

期末時価評価課税の対象

【出典：経済産業省2022年12月経済産業関係税制改正について】



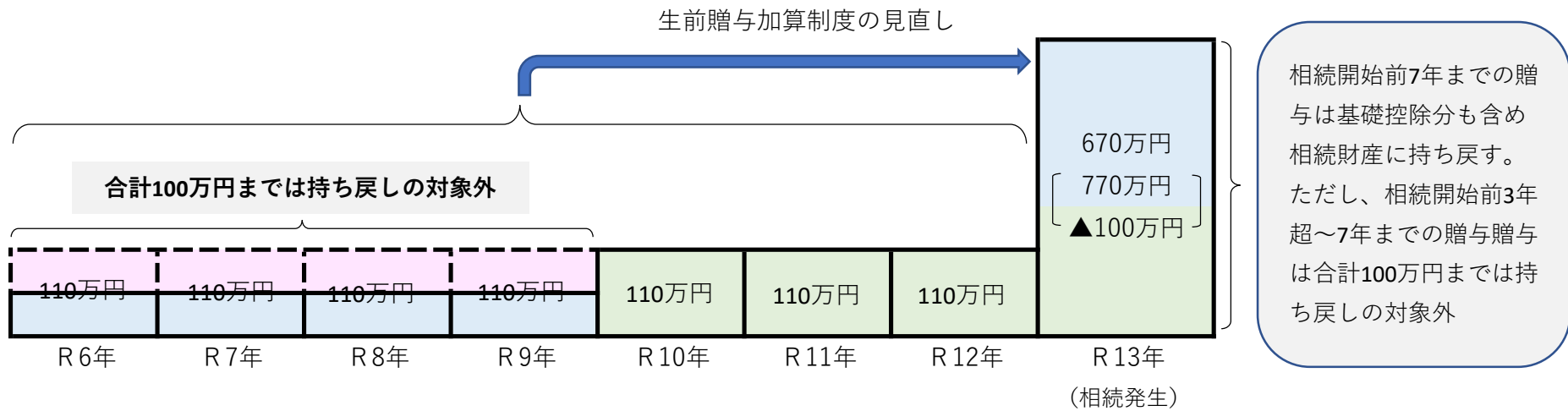
1. 基礎控除の創設



☆令和6年1月1日以後に相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、課税価格から基礎控除110万円を控除できるとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる財産の価額は、上記の基礎控除をした後の残額となります。

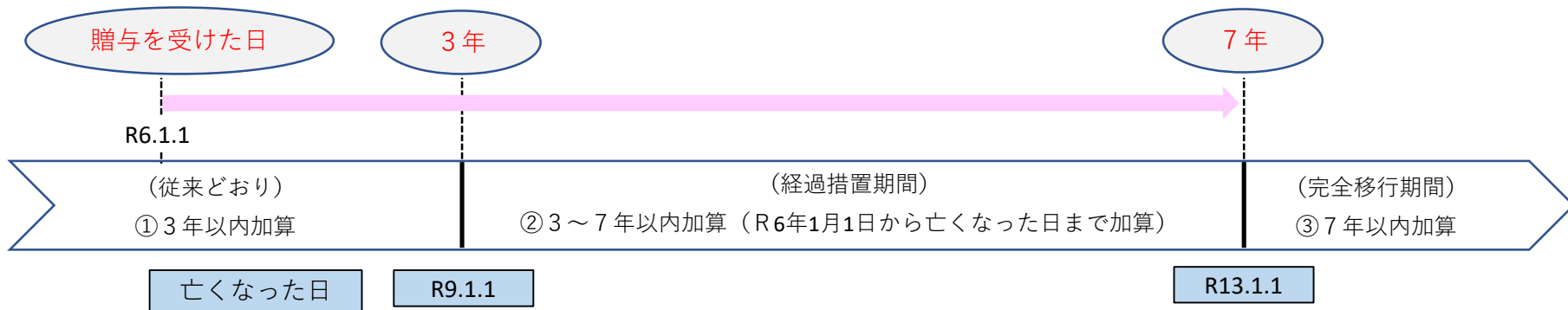
2. 災害による特例

令和6年1月1日以後に生ずる災害により、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与による取得した一定の土地又は建物が、その贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に一定の被害を受けた場合には、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる財産の価額は、その贈与の時における価額からその災害により被害を受けた部分に相当する額を控除した残額となります。



相続又は遺贈により財産を取得した者が、その**相続開始前7年以内**にその相続に係る被相続人から**贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算**することとなります。ただし**相続開始前3年以内**に贈与により取得した財産以外の財産については、その**財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算**されることとなります。なお、この改正は**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る**相続税について適用**されることとなります。

※相続前贈与の加算期間は、3年後の令和9年1月1日から順次延長されることとなります。



- 【①の例】 令和 8年7月1日に亡くなった場合・・・相続前贈与の加算対象は令和5年7月1日以降に受けた贈与 (=3年間)
- 【②の例】 令和 9年7月1日に亡くなった場合・・・相続前贈与の加算対象は令和6年1月1日以降に受けた贈与 (=3.5年間)
- 【②の例】 令和10年1月1日に亡くなった場合・・・相続前贈与の加算対象は令和6年1月1日以降に受けた贈与 (=4年間)
- 【③の例】 令和13年7月1日に亡くなった場合・・・相続前贈与の加算対象は令和6年7月1日以降に受けた贈与 (=7年間)

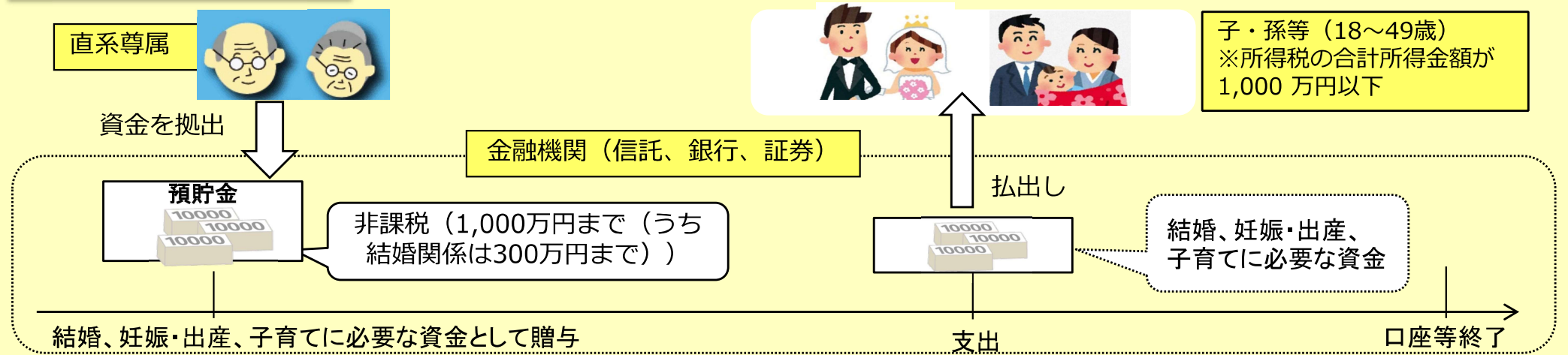


# 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長(令和5年度税制改正要望)

## 制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

## 制度のスキーム



## 資金使途

- 【結婚関係】 ・ 婚礼に係る費用
- 【妊娠・出産、子育て関係】 ・ 産後ケアに係る費用
- ・ 家賃等に係る費用
- ・ 不妊治療に係る費用
- ・ 引越しに係る費用
- ・ 妊娠に係る費用
- ・ 子の医療費に係る費用
- ・ 出産に係る費用
- ・ 子の育児に係る費用

## 残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
- ②受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

※令和5年4月以降に拠出した金額に係る残高に対する贈与税は、一般税率を適用する。

## 適用期限

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで ⇒ **平成27年4月1日から令和7年3月31日まで に延長**

# 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(相続税、贈与税)

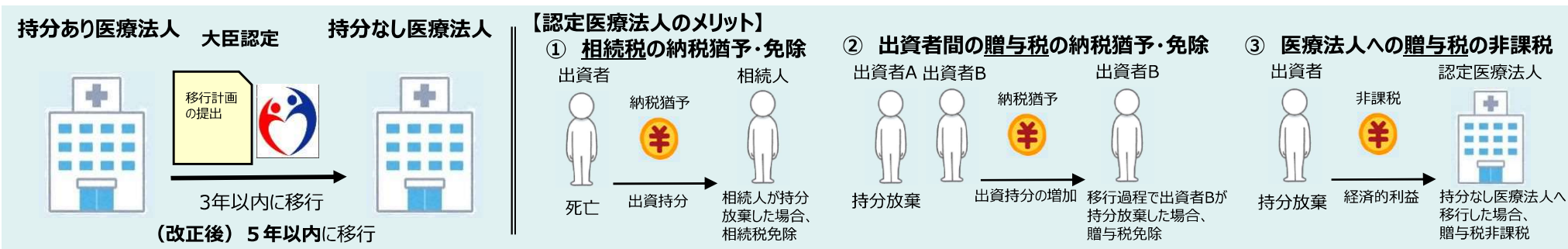
## 1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

## 2 制度の内容

- 平成26年度の医療法<sup>(※)</sup>改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。（大臣認定の後、3年以内に移行）
- 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



### (3-3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

新設

(固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキーム>

国  
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村  
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業  
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業														
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること														
対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低価額要件</th> <th>投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件												
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)												
	②測定工具及び検査工具	30万円以上													
	③器具備品	30万円以上													
④建物附属設備	60万円以上														
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間														
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）														

## (3-8) インボイス制度導入に伴う、中小・小規模事業者等の負担軽減・影響最小化に係る所要の措置

(消費税、地方消費税)

その他

- **中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のために、以下の措置を講じる。**
  - (1) **これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置**
  - (2) **基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者の行う課税仕入れに係る支払い対価の額が1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策**
  - (3) **1万円未満の値引きや返品等の返還インボイスについて交付義務を免除**
- **加えて、与党税制改正大綱において「改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する」「事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく」「令和5年3月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和5年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく」ことが明記された。**

### 令和5年度与党税制改正大綱

#### 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

##### 5. 円滑・適正な納税のための環境整備

###### (1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施について

(略)

以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。

###### ①インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。

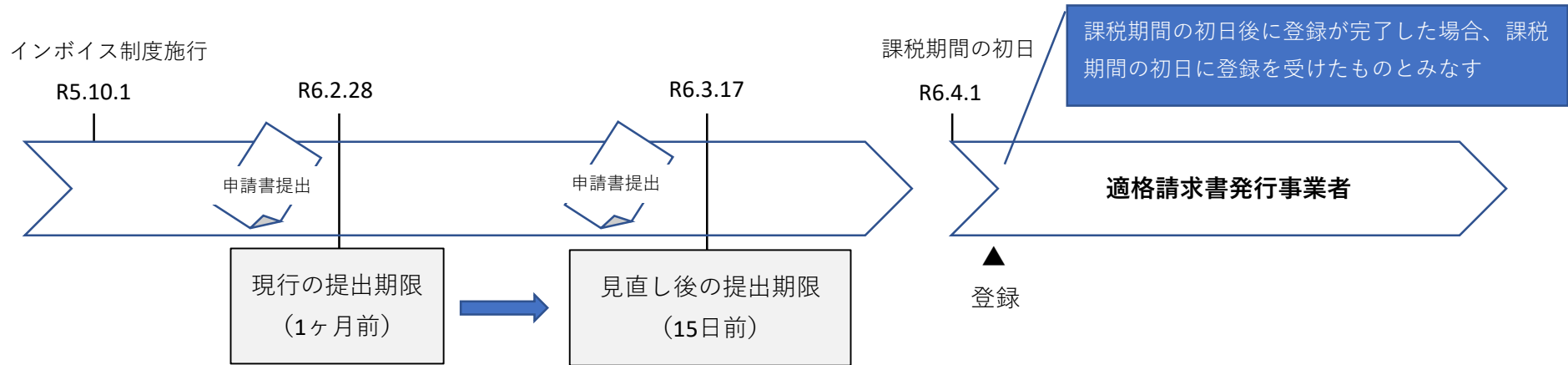
###### ②事業者の事務負担軽減

インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

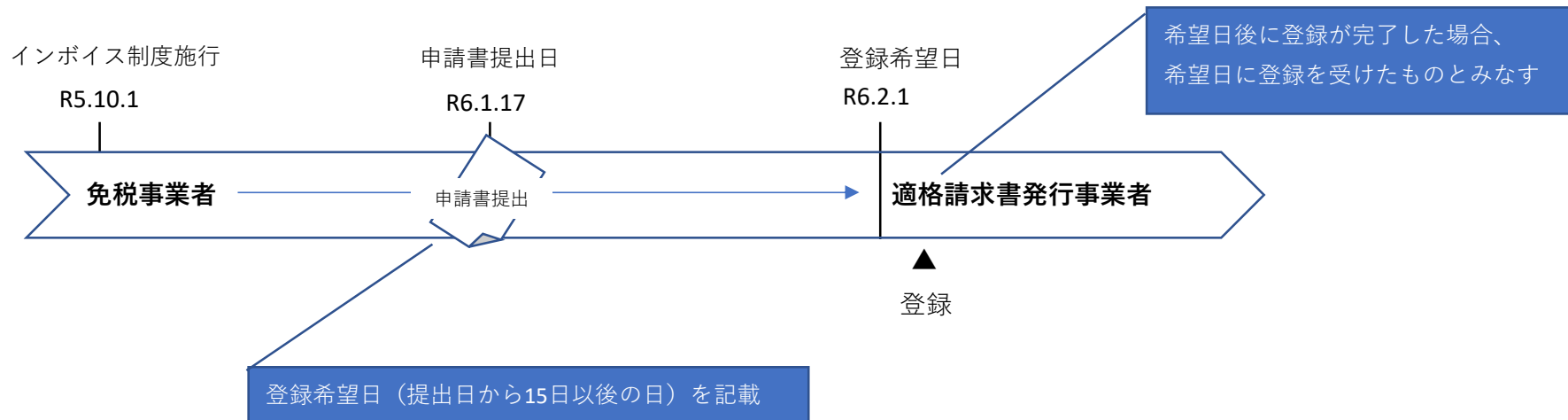
これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和5年3月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和5年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。

## 免税事業者の登録手続き見直し

### ① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（3月決算法人の場合）



### ② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合





## (4-1) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

- 2021年10月、OECD/G20は、グローバル・ミニマム課税の導入に合意。
- **令和5年度税制改正では、**
  - **グローバル・ミニマム課税の一部（所得合算ルール）が導入される予定。**
  - **その際、多国籍企業に関する現行の国別報告事項（※<sup>1</sup>）を用いてグローバル・ミニマム課税の詳細な確認作業が必要となる企業を絞り込み、事務手続きを簡素化する。**
  - **適用開始時期は、令和6年4月以降に開始する対象会計年度とする。**
- OECDにおいて2023年以降に議論される論点については、その進展を踏まえ、**令和6年度税制改正以降に対応する方向で検討を継続。**

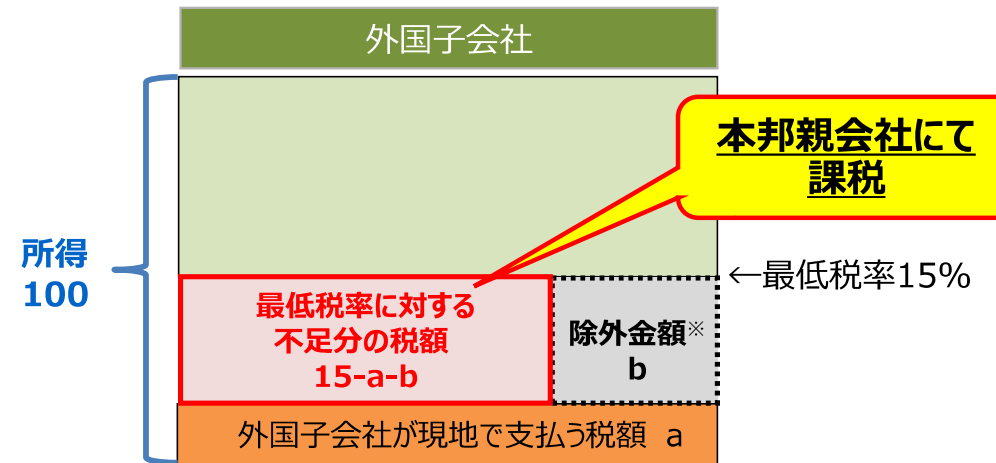
（※<sup>1</sup>）国別報告事項。年間の連結総収入が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が作成対象。事業活動を行っている各国ごとの収入額、税引前利益額、法人税額、従業員数、資本金、利益剰余金及び有形資産の額等を、親会社又は子会社が所在する国の税務当局に報告することが求められている。

### <グローバル・ミニマム課税の概要>

- 法人税の最低税率（15%）を設定し、外国子会社の最低税率に対する不足分の税額を本邦親会社で課税。
- 課税対象となるのは、**年間の連結総収入が7.5億ユーロ（※<sup>2</sup>）以上の多国籍企業。**

（※<sup>2</sup>）147円/ユーロで換算すると約1,100億円

### <所得合算ルールのイメージ>



（※）外国子会社の有形資産簿価と支払い給与の合計の5%（導入当初は、有形資産簿価は最大8%、支払給与は最大10%除外。その後、漸次割合が減少）。

## (4-2) 外国子会社合算税制の見直し (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

- グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社の所得を本邦で課税するという点で類似する外国子会社合算税制の見直しを行う。
- 今後、令和6年度税制改正以降に見込まれるグローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

### 令和5年度税制改正の概要

改正内容	改正の対象になる外国子会社の具体例	現行	見直し後
①合算課税の対象となる外国子会社の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本邦親会社が事業の管理を行い、かつ、現地に事務所や工場等を持たない外国子会社</li> <li>● 収入の大半(※<sup>1</sup>)が配当や利子といった受動的所得で占められる外国子会社等</li> </ul>	現地の租税負担割合が <u>30%未満の場合に合算課税</u>	現地の租税負担割合が <u>27%未満の場合に限り合算課税</u>
②確定申告時における書類の添付義務の緩和(※ <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済活動の実体があり、かつ、現地の租税負担割合が20%未満である外国子会社のうち、課税対象となる金額がない外国子会社等</li> </ul>	書類添付必要	書類添付不要 (保存のみ義務付け)

(※<sup>1</sup>) 外国子会社の総資産額に対して、配当や利子等の受動的所得の金額の割合が30%を超え、かつ、総資産額に対する有価証券、貸付金、貸付の用に供する固定資産及び無形資産等の金額の割合が50%を超える。

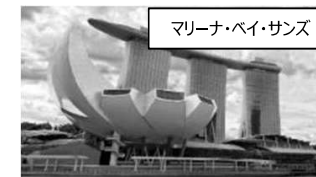
(※<sup>2</sup>) これらのほか、申告書に添付することとされている外国子会社に関する書類の記載方法の一部を見直しを行う。

# IR税制の具体化に係る所要の措置

I R事業の国際競争力及び長期の安定性・継続性を確保する観点も踏まえ、令和3年度税制改正大綱に示された方向に沿って、法制化を行う。

## 施策の背景

- IRは**国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための拠点施設**であり、その効果は**地域における経済や観光の振興**だけでなく、**わが国の魅力発信や日本各地への送客機能を通じ、全国に波及**。



## 令和3年度税制改正大綱（令和2年12月10日 自由民主党・公明党）

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

8. その他

(2) I Rに関する税制

I Rに関する税制については以下の方向で検討し、令和4年度以降の税制改正で具体化する。

①所得税

I R事業の国際競争力を確保する観点から、非居住者のカジノ所得について非課税とする。

なお、居住者のカジノ所得については、国内の公営ギャンブルと同様、課税とする。支払調書の提出は求めず、税務当局が国税通則法に基づく情報照会手続きを活用すること等を通じ、自主的な適正申告の確保を図る。

②消費税

カジノに係る売上げが不課税となることを前提に、カジノに係る事業に対応する課税仕入れについて仕入税額控除制度の適用を制限する。その際、消費税法上の他の制度と同様、カジノに係る事業の収入がI R事業全体の収入に比して少ない場合（5%以下）は、仕入税額控除制度の適用を可能とする。なお、カジノ以外の事業に対応する課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を可能とする。

## 要望の結果

### 【所得税】

非居住者※の令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間のカジノ所得について非課税とする。

※IR整備法の規定により、①入場料等が賦課される者、②カジノ行為が禁止されている者を除く。

### 【消費税】

カジノに係る売上げが不課税となることを前提に、不課税売上に係る仕入税額控除を制限する規定を整備する。

※特定複合観光施設区域整備法の規定により認定設置運営事業者のカジノ業務に係るものとして経理される課税仕入れ等については、仕入税額控除制度の適用を認めないこととし、これに伴い所要の調整措置を講ずる。



高額な無申告に対する無申告加算税の割合引き上げ&繰り返される無申告行為に係る無申告加算税等の加重措置

1. 高額な無申告に対する無申告加算税の割合引き上げ

現行の制度では、期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対して、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15%（増差税額が50万円を超える部分は20%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課されることになっている。そこで、**申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反事項である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止するという観点**から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったと言い難い規模の高額無申告については、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げる。

【現行と改正後の無申告加算税の割合】

増差税額	50万円以下	50万円超～300万円超	300万円超
現行措置	15%	20%	
改正案	同上	同上	30%*

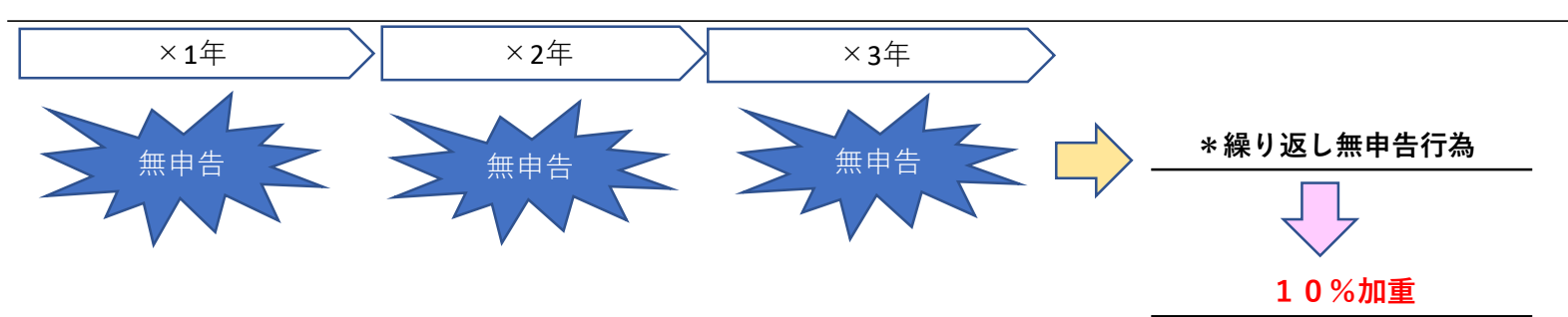
\* 調査通知以後、かつ、調査があることにより更正・決定があるべきことを予知する前にされた期限後又は修正申告に基づく無申告加算税の割合は**25%**

※ 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合は、このペナルティは適用されない。

例えば、相続事案等で、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合などが想定されているが、判断が難しい場面も出てくるであろう。

2. 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置

現行の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合、無申告行為が繰り返された回数に拘わらず一律になっている。そのため意図的に無申告を繰り返す者に対する牽制効果は限定的になっている。そこで**繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に防止するとともに自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点**から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は無申告加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は無申告加重加算税を10%加重する。



## (3-4) 外形標準課税のあり方 (事業税)

- **与党税制改正大綱**において、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」ことが明記**された。

### 令和5年度与党税制改正大綱

#### 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

##### (3) 外形標準課税のあり方

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。